

お客さま 各位

ENEOS Power 株式会社

託送料金改定に伴う電気料金への反映について

当社は、北陸エリアを除く各地域の一般送配電事業者の託送料金(※1)見直しが 2026 年 11 月 1 日より予定されていることを踏まえ、見直し内容の当社電気料金への反映を予定していることをお知らせしておりました。[\(2026 年 9 月 28 日お知らせ済み\)](#)。

このたび、各地域の一般送配電事業者の託送供給等約款の見直し内容を踏まえ、2026 年 11 月 1 日より当社電気料金に託送料金の変動分を反映することについてお知らせいたします。なお、本見直し後も、規制料金(※2)に対するおトク額に変更はございません。

詳細について、下記のとおりご案内いたしますので、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(※1)弊社を含む各小売電気事業者は、各地域で送配電網を所有する一般送配電事業者に対し、託送料金(送電線の利用料金)を支払っており、お客さまには、電気料金の一部として託送料金をご負担いただいております。

(※2)規制料金とは旧一般電気事業者の国の認可を受けた家庭向け電気料金プランです。

記

1. 改定内容

2026 年 11 月 1 日付で以下対象エリアの料金単価改定を改定いたします。改定内容につきましては以下の別紙 1 をご確認ください。

＜対象エリア＞

北海道エリア、東北エリア、関東エリア、中部エリア、関西エリア、中国エリア、四国エリア、九州エリア

- ・ 別紙1:各電力料金プランにおける改定前後の電気料金単価

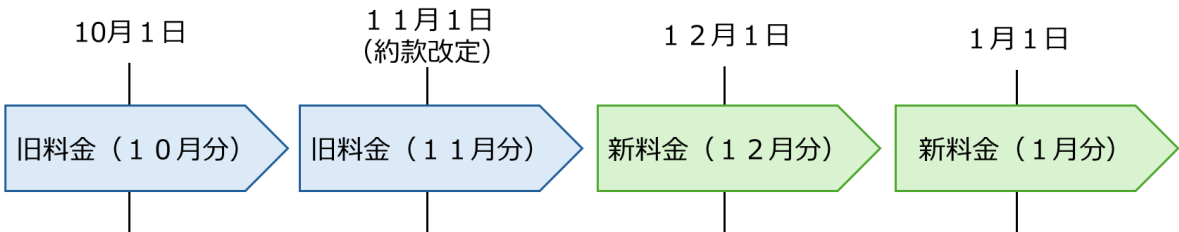
＜電気料金への影響額※2（1 か月あたりの参考値：使用電力量 400kWh）

対象エリア	北海道	東北	関東	中部	関西	中国	四国	九州
増減額	+494 円	+679 円	+261 円	+404 円	+503 円	+443 円	+586 円	+361 円

(※2) 基本料金エリアはmy標準プラン-電灯またはベースプラン-電灯(契約電流 30A)、最低料金エリアはmy標準プラン-従量電灯 A またはベースプラン-従量電灯 A にて算出

2. 適用時期

料金算定期間の開始日が 11 月 1 日以降となる電気料金から適用いたします
(料金請求のイメージ)



3. その他

- (1) 今回の料金改定に伴う電気事業法に基づく契約締結前交付書面および契約締結後交付書面については、[お客さまページ](#)上に掲載いたしますので、ご確認をお願いいたします。
- (2) 今回の料金改定に関してご不明な点がある場合や、これに伴い解約を希望される場合のお手続きについては、「[よくあるご質問](#)」をご参照ください。

4. 本件に関するお問い合わせ先

でんきサポートセンター

本件に関するよくあるご質問は[こちら](#)

電話番号:0120-229-002(本件に関する専用ダイヤル)

受付時間:9:00～17:00(日祝除く)

以上